

質 問	質 問 に 対 す る 回 答
GビズIDの取得は、原則事業所ごとでよろしいですか？ 例えばグループで国保連請求などを事業者が一括で行っている等の兼ね合いで、事業者が1つ取得しますか？	電子申請・届出システムの利用にはプライムまたはメンバーのアカウントが必要になりますが、種類によって対象者が変わります。プライムアカウントは法人代表者のアカウントで、メンバーアカウントは従業員用のアカウントとなります。各事業所が申請や届出を送信する場合は、法人代表者がプライムアカウントを取得し、各事業所の担当者をメンバーアカウントに設定して利用してください。（メンバーアカウントはプライムアカウントから設定することができます。） なお、パターンに応じた運用例を示した厚生労働省の資料がありますので、下記のリンクからご参照ください。（【資料8】の9ページにも記載しています。） https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/operation_gbizID_1_10.pdf ※なお、電子申請・届出システムで取り扱える申請等の情報は、事業所の更新申請や変更届出等で、国保連への請求事務を行うシステムとは別になります。
Gビス利用は、必須になるのでしょうか？	平成8年4月1日以降は、原則として厚生労働省が運用する電子申請届出システムにより提出しなければならず、電子申請届出システムの利用のためにはGビズIDが必要なため、必須となります。
運営指導の指摘事項①身体拘束について、「記録」について、具体的にお示しください。記録用紙・記入例を教えてください。「緊急やむをえない身体拘束に関する説明書」「緊急やむをえない日々の態様記録」など。また、支援経過、ケアプラン、カンファレンス記録への記載も併せて必要と思っております。それから、サービス提供事業所からの個別支援計画書の記載も確認し、取り寄せも必要かと思えます。具体的な流れ等ご教示ください。	身体拘束の記録や手続きについて、尾道市で定めた様式はありませんが、厚生労働省のHPで公開されています『介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き』（下記アドレス）に、義務付けられている記録や手続きについて記載されていますのでご確認ください。（参考様式については、厚生労働省が作成した『身体拘束ゼロへの手引き』に記載があります。） https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf 居宅介護支援事業所の場合は、身体拘束について支援経過等に記録し、身体拘束検討委員会での決定に伴いサービス提供事業所の個別支援計画が変更される場合は、個別支援計画を取り寄せケアプランとの連動や整合性を確認してください。なお、ケアプランに記載する内容までは、決まりはありません。
介護サービスについて尋ねたい場合には書面でという事ですが、基準や通知等を必ず確認し番号を記す必要がありますか？	基準等については、事前に必ず確認し質問票に記入してください。基準等が確認できなかった場合は、確認できなかった旨を記入してご質問ください。
在宅介護実態調査ですが、認定調査時に協力して行いたいと思いますが、委託料とかはどうなりますか？	報酬や委託料の支払等はありません。ご多忙の中お手数をおかけし恐縮ですが、何卒ご協力くださるようお願い申し上げます。
業務継続計画（災害・感染症）の研修・訓練の回数について改めて確認をさせていただきます。災害の研修が年2回以上。災害の訓練が年2回以上。感染症の研修が年2回以上。感染症の訓練が年2回以上。これらを行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。年4回以上の訓練と研修を行う必要があるということで合っていますでしょうか。お手数ですが教えてくださいませ。	業務継続計画の研修及び訓練（以下『研修等』と表記。）の実施回数は、2回以上とされています。 ただし、業務継続計画の感染症と災害とは性質が異なるため、研修等の内容がどちらかに特化している場合は、もう一方の実施を満たすとは言えず、それぞれの実施が必要となります。（年4回） また、「一体的に実施して差し支えない」とされている研修等があるため、その実施内容により「一体的」とする項目をお考えいただき、他の研修等と組み合わせて2回以上となるよう実施してください。 研修等の内容が感染症に特化している場合は「業務継続計画（感染症）」と「感染症の予防及びまん延防止」とを一体的に実施できます。研修等の内容が地震や火災等の災害に特化している場合は「業務継続計画（災害）」と「非常災害対策」とを一体的に実施できます。 また、消防計画に南海トラフ地震を想定した訓練・教育（研修）が含まれている場合、この訓練等と一体的に実施することも可能と考えます。一体的に実施した場合は、一体的に実施したことがわかるように訓練等の名称を併記してください。 なお、一体的とは異なりますが、研修内容が業務継続計画の感染症及び災害どちらにも関係する場合や、業務継続計画の基礎的な知識を習得する場合（業務継続計画とは等）は、業務継続計画の研修として共通して1回の実施があったものとみなします。

質 問	質 問 に 対 す る 回 答
【資料9】事故報告等についてのP5～6の事故報告の集計について地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の件数が「0」となっていますが、集計間違いでしょうか。	確認したところ、ご指摘のとおり集計間違いでした。申し訳ございません。修正しました資料をこのHPIに掲載しましたので、ご確認くださいようお願いします。